

第 4 章 施策の内容

目標値

本計画に基づく取組内容や目標達成の状況を確認し、着実に推進するため、本計画の期間である10年間で達成すべき目標値を下記に掲げ、計画の進捗管理に活かしていきます。

指標	現状値 (調査時期)	目標値 (令和14(2032)年度)
基本的方向1 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり		
社会全体で男女平等になっていると感じている人の割合 (住民アンケート調査より)	14.1% (令和3(2021)年度)	50%
「男は仕事、女は家庭」という性的役割分担意識に否定的な人の割合 (住民アンケート調査より)	73.2% (令和3(2021)年度)	90%以上
基本的方向2 あらゆる分野における男女共同参画の推進		
審議会等委員への女性の登用 (人権・女性活躍推進課より)	29.6% (令和4(2022)年4月1日)	40%以上 60%以下
町の管理的地位にある職員に占める女性割合 (人事課より)	22.0% (令和4(2022)年4月1日)	40%
基本的方向3 家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進		
ワーク・ライフ・バランスの認知度 (住民アンケート調査より)	52.4% (令和3(2021)年度)	70%
町の育児休業を取得する男性職員の割合 (人事課より)	40.0% (令和3(2021)年度)	80%
基本的方向4 あらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進		
DV被害をどこにも(だれにも)相談しなかった人の割合 (住民アンケート調査より)	65.3% (令和3(2021)年度)	30%以下
DV相談窓口の認知度 (大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査」より)	50.7% (令和元(2019)年度)	80%以上
基本的方向5 誰もが健やかで安心して暮らせるまちづくり		
子宮がん検診の受診率 (健康・いきいき高齢課より)	24.8% (令和3(2021)年度)	50%
乳がん検診の受診率 (健康・いきいき高齢課より)	18.7% (令和3(2021)年度)	50%

※認知度：言葉と内容を知っている方の割合

基本的方向 1

人権の尊重と男女共同参画への意識づくり

現状と課題

- アンケート結果から、特に 70 歳以上において、固定的な性別役割分担意識に肯定的な割合が高くなっています。また、男女の役割分担の理想では、男性で「生活費を得る役割」、女性で「日々の家事の役割」・「乳幼児の世話の役割」を理想とする割合が高くなっています。
- 固定的な性別役割分担意識は、女性の社会参画を阻害するだけでなく、男性の生き方の選択肢を狭める一因ともなるため、その解消に向けての理解促進が必要です。
- 固定的な性別役割分担意識の解消に向け、男女共同参画について正しい知識を持つとともに、その必要性を一層理解してもらうためにも、効果的な啓発活動を進めていくことが重要です。

方向性



施策の方向（1）男女共同参画への理解促進

男女共同参画社会を形成するためには、性別に関わらず、一人ひとりが尊重され、あらゆる場面において対等に参画できる意識づくりが重要です。

このため、男女共同参画に関する様々な情報を収集し、提供するとともに、一層の理解促進に向け講演会や講座、セミナー等の学習機会を提供していきます。

また、情報媒体から発信される情報を的確に分析、読解できる分析力を高めるための学習などに努めます。

加えて、SDGsをはじめとする国際社会の男女共同参画に関する動きや多様な文化についての情報提供や理解促進に努めます。

具体的施策	施策の内容	担当部署
①男女共同参画促進のための情報提供や学習機会の提供	男女共同参画に関するさまざまな情報を収集し、男女共同参画情報誌、広報誌、HP等において広く理解促進に努めます。	人権・女性活躍推進課 広報戦略課 生涯学習推進課 関係各課
	男女共同参画推進条例・男女共同参画プラン等について、広く周知を図ります。	人権・女性活躍推進課

具体的施策	施策の内容	担当部署
①男女共同参画促進のための情報提供や学習機会の提供	男女共同参画の家事や育児、介護への参加の促進のための学習機会の提供や理解促進に努めます。	人権・女性活躍推進課 子育て支援課 介護保険課 生涯学習推進課 健康・いきいき高齢課 関係各課
	あらゆる世代の人々に対し、講演会、講座、セミナー等を通じた理解啓発や学習機会の提供に努めます。	人権・女性活躍推進課 生涯学習推進課 関係各課
	国際的な取組や、国、大阪府の取組に関する情報収集及び提供に努めます。	人権・女性活躍推進課
	国際交流活動への男女の積極的な参加を促進します。	企画経営課
②男女共同参画の視点に立った情報分析力(メディア・リテラシー ¹³⁾)の育成と向上	メディアやSNSの特性を理解して、安全かつ人権に配慮した活用ができるよう理解啓発や学習機会の提供を行います。	人権・女性活躍推進課 生涯学習推進課 学校教育課 関係各課
③性別に対する固定的な意識(アンコンシャス・バイアス ¹⁴⁾)の解消	性別に対する固定的な意識(アンコンシャス・バイアス)の解消のための理解啓発に努めます。	人権・女性活躍推進課
	町の発行する広報誌やポスター・チラシ等において、性別に対する固定的な意識(アンコンシャス・バイアス)にとらわれない表現に努めます。	広報戦略課 人権・女性活躍推進課 関係各課
④町職員への研修等の充実と参加促進	町職員に対し、研修の充実並びに参加を促進し、男女共同参画意識の向上を図ります。	人事課

¹³ メディア・リテラシー：メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

¹⁴ アンコンシャス・バイアス：「無意識の偏見」のことで、「家事・育児は女性がすべき」、「男性は仕事をして家計を支えるべき」などの性別に関する思い込みや決めつけなどがあります。アンコンシャス・バイアスは過去の経験や慣習等によって自然に培われたもので、それ自体に良し悪しはありませんが、そこから生まれた言動によって人を傷つける、可能性を狭めてしまうなどの影響が考えられます。

施策の方向（２）教育・保育の場における
男女共同参画の推進



次代を担う子どもたちが、それぞれの個性を尊重され、主体的に将来を選択できるように育っていくことは、子どもたちにとってだけでなく、今後の社会全体の男女共同参画推進にもつながる重要な観点です。

柔軟で差別意識のない教育の充実に向け、教育・保育の場において固定的な性別役割分担意識やジェンダー意識を無意識に伝達していないかを点検するとともに、教職員・保育士や保護者への啓発を行います。

具体的施策	施策の内容	担当部署
①男女平等の視点に立った教育や保育の推進	保育を進めるための指導方法やカリキュラムを男女平等の視点で作成するとともに、行事や日常的な作業・役割を男女平等に行います。	保育課
	学校教育全体を通じて、男女の役割についての固定的な考え方に縛られず、子どもたち自身が主体的に学び、考え、行動する姿勢・態度を育みます。	学校教育課
	男女共同参画の視点に立った保健指導や性教育を実施します。	保育課 子育て支援課
	教育の場において、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深め、差別のない学校づくりに努めます。	学校教育課
	ジェンダー平等の視点に立った職業観を育成します。	学校教育課
	教職員、保育士等への意識啓発・研修の充実に努めます。	保育課 学校教育課
②保護者への意識啓発	保護者に対する男女共同参画に関する情報提供や学習の場の提供に努めます。	学校教育課 保育課 生涯学習推進課



施策の方向（3）多様な性のあり方への理解促進

LGBT¹⁵等の性的マイノリティの人々について、社会的な認識は高まりつつありますが、高齢者層での認知度は、未だ低い状況です。また、差別や偏見も根強く残っており、孤立や生きづらさを感じる人が多い状況です。

多様な性自認・性的指向があることを理解し、お互いの価値観を認め尊重し合えるよう、啓発や研修等に努めます。

具体的施策	施策の内容	担当部署
①多様な性のあり方への理解促進	男女共同参画情報誌、広報誌、HP等を通じて、多様な性のあり方について理解・啓発に努めます。	人権・女性活躍推進課 関係各課
②町職員、教職員への研修の充実	町職員、教職員への多様な性のあり方についての理解促進に向けて、研修の実施及び参加の促進を図ります。	人事課 学校教育課



¹⁵ LGBT：次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的マイノリティを表す言葉の一つとして使われることもあります。Lesbian（レズビアン）：女性の同性愛者、Gay（ゲイ）：男性の同性愛者、Bisexual（バイセクシャル）：両性愛者、Transgender（トランスジェンダー）：「身体の性」と「心の性」が一致せず、「身体の性」に違和感を持つ人。

基本的方向 2

あらゆる分野における男女共同参画の推進

現状と課題

- 町における審議会等委員の女性の登用状況については上昇傾向にあるものの、目標値である40%には到達していない状況です。
- 過去の大規模災害時において、プライバシーの確保や衛生用品の配布等をはじめとした女性視点での災害対策が不足しているという課題があげられています。
- あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大は、社会に多様性と活力をもたらすとともに、だれもが暮らしやすい社会の実現にとって重要な課題であることから、女性の参画拡大に向けた継続した取組が求められます。

方向性

施策の方向（1）政策や方針決定過程への女性参画の推進



政策・方針決定過程への女性参画は進展してきているものの、未だ不十分な状況であり、継続した取組が必要です。

あらゆる分野における女性参画の拡大に向け、町職員、教職員に対するキャリア支援や管理職登用等に引き続き取り組むとともに、事業所への女性参画拡大に向けた理解啓発や、地域活動における女性リーダー育成に向けた支援等に努めます。

具体的施策	施策の内容	担当部署
①町審議会等委員への女性の積極的な登用	町審議会等委員への女性の登用の推進に努めます。	関係各課
②町職員、教職員等の女性管理職の登用の促進	性別にとらわれることなく、能力を有する町職員、教員を管理職に登用します。	人事課 学校教育課
	町職員、教職員等の女性管理職の育成のためのキャリアアップ研修を実施します。	人事課 学校教育課

具体的施策	施策の内容	担当部署
③事業所への女性管理職の登用等に関する啓発	事業所における女性管理職登用促進等に向け、理解啓発に努めます。	産業振興課 人権・女性活躍推進課
④地域活動における女性委員の役職者登用の促進	地域で活動する団体等に対して、女性の登用、意思決定の場への女性の参画の場の提供についての働きかけを行います。	関係各課
⑤女性リーダーの育成	女性の能力開発や人材育成を図るための学習の機会の提供、地域活動における女性リーダーの育成を支援します。	生涯学習推進課 人権・女性活躍推進課 関係各課

方向性

施策の方向（２）防災分野・環境問題における男女共同参画



過去の災害時において、避難所におけるプライバシーの確保や衛生用品の不足、女性や子どもを狙った犯罪等、女性等の視点に配慮した取組が不足していたという課題があげられています。

防災・減災を推進していくためには、女性の視点を踏まえた取組を進めて行くことが必要不可欠です。そのため、防災分野の様々な活動における女性参画の促進や、ジェンダー平等の視点を取り入れたマニュアル作成等に努めます。

また、気候変動問題等の環境問題への取組にあたって、ジェンダー平等の視点が反映されるよう努めます。

具体的施策	施策の内容	担当部署
①防災分野における男女共同参画の推進	自主防災活動への女性の参画を促進します。	危機管理課
	防災に関する政策や方針決定過程における女性参画の推進を図ります。	危機管理課
	ジェンダー平等の視点を踏まえた災害に関する各種マニュアルの作成や避難所の設置・運用に取り組みます。	危機管理課
	地域におけるジェンダー平等の視点を取り入れた防災対策の支援に努めます。	危機管理課

具体的施策	施策の内容	担当部署
①防災分野における男女共同参画の推進	男女共同参画の視点に立った効果的な支援を行うため、平常時から、相互支援ネット ¹⁶ 等を活用し、大阪府や他市町村との情報共有を行います。	人権・女性活躍推進課 危機管理課
②環境問題における男女共同参画の推進	環境問題に関する政策や方針決定過程における女性参画の推進を図るとともに、ジェンダー平等の視点が反映されるよう努めます。	環境課

方向性



施策の方向（3）地域社会における男女共同参画

近年、少子高齢化の進行による高齢者のひとり暮らし世帯の増加や、ライフスタイルの多様化、地域における人と人とのつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境が変化したことにより、地域福祉を支える担い手や交流の場の不足といった課題が浮き彫りとなっています。

このような課題に対応していくために町においても様々な施策を展開していますが、施策の推進にあたっては多様な人材による協力が重要です。地域の一層の活性化に向け、地域における男女共同参画の重要性の理解促進に努めます。

具体的施策	施策の内容	担当部署
①地域活動において男女がともに参画を推進するための意識づくり	男女がともに地域活動に積極的に参加できるよう住民、企業などへの理解促進を図ります。	人権・女性活躍推進課

¹⁶ 相互支援ネット：災害時における男女共同参画センター等の相互支援ネットワークのことです。

基本的方向 3

家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

- アンケート結果から、ワーク・ライフ・バランスの希望については、男性で「家庭生活」を優先したい」、女性で「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい」がそれぞれ最も高くなっているものの、現実では、男性で「仕事」を優先している」、女性で「家庭生活」を優先している」が最も高くなっている等、男女ともに希望と現実で乖離がある状況となっており、ワーク・ライフ・バランスの実現は、男女共通の課題となっています。
- 仕事に関する性差については、特に「昇進・昇格」・「管理職への登用」で『男性優遇』の割合が高い一方で、「育児・介護・看護休暇などの休暇の取得のしやすさ」では『女性優遇』の割合が高い結果となっています。
- 新型コロナウイルス感染症拡大はテレワーク等の進展など柔軟な働き方を促進した一方で、在宅時間の増加による女性の家事・育児・介護の負担感の増加や、解雇・収入減少等、様々な打撃も与えました。
- 一人ひとりが希望する生き方を実現するために、固定的な性別役割分担意識をはじめとした慣行の見直しに加え、家庭・地域・職場を含めたあらゆる場面での男女共同参画の一層の推進が重要です。

方向性

施策の方向（1）就労の場における 男女共同参画の推進



少子高齢化の進行により労働力人口の減少が進む中、経済成長と社会の活性化のためには、女性が能力を発揮、活躍できる就労の場づくりが必要です。

就労を希望する女性が働き続けられるよう、女性の就労支援や企業の取組支援の充実に努めます。

また、すべての人がライフイベントに合わせて希望する働き方を実現できるよう、テレワーク等をはじめとした柔軟な働き方の拡充に向けた情報提供や、家事・育児・介護に参画しやすいような環境の整備、理解促進に努めます。

具体的施策	施策の内容	担当部署
①雇用の機会均等と待遇の確保の推進	事業所に対し、男女雇用機会均等を遵守した採用についての理解啓発に努めます。	産業振興課 人権・女性活躍推進課

具体的施策	施策の内容	担当部署
①雇用の機会均等と待遇の確保の推進	性別に関わらず仕事を続けられる職場づくりの促進にむけ、各種ハラスメントの啓発に努めます。	産業振興課 人権・女性活躍推進課
	事業所に対し、非正規労働者の処遇等に関する法令の周知を行います。	産業振興課
②多様な働き方に対応できる仕組みづくりの推進	テレワーク、育児・介護休業、時差出勤等ライフスタイルに応じた多様な働き方についての情報提供及び理解啓発に取り組みます。	人権・女性活躍推進課
	各種制度等の周知を図り、労働者としての権利について認識できるよう情報提供を行います。	産業振興課
③女性活躍推進のための取組の充実	女性の就業生活における活躍の推進について、啓発及び情報提供に努めます。	人権・女性活躍推進課 産業振興課
	事業者等に対して、女性の雇用促進や、再任用制度の普及等について周知啓発に努めます。	産業振興課
	家庭や職場において、女性の就労について理解を深めるための啓発及び学習機会の提供を行います。	産業振興課 人権・女性活躍推進課 関係各課
	事業主に対し、一般事業主行動計画の周知及び啓発に努めます。	産業振興課 人権・女性活躍推進課
	「えるぼし認定」、「くるみん認定」制度の周知啓発と普及の仕組みづくりに努めます。	人権・女性活躍推進課 総務課（契約検査）
	女性が就職や再就職、転職を考えた時に、適切な選択ができるよう情報の提供及び相談機能の充実を図ります。	産業振興課
	個人の能力を活かすための起業等に対する支援を行います。	産業振興課

具体的施策	施策の内容	担当部署
④町役場における女性活躍の 職場づくりの推進	性別に関わらず職員が多様な経験を積むことができる人事配置や研修の推進に努めます。	人事課
	町職員の管理職の女性比率の向上を図ります。	人事課
	良好な職場環境を確立するため、ハラスメントの防止及び排除に向けた取組を実施します。	人事課
	特定事業主行動計画を推進します。	人事課
	男性職員の育児休暇及び介護休暇の取得の促進を図ります。	人事課
	ワーク・ライフ・バランス（テレワーク ¹⁷ 、フレックスタイム ¹⁸ 等）、人事評価の適正評価について環境整備等に努めます。	人事課

えるぼし認定とは・・・

女性活躍推進法に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する制度です。5つの評価項目があり、基準を満たしている項目数に応じて取得できる段階が決まります。

また、取組の実施状況が特に優良な企業を認定する「プラチナえるぼし認定」が令和2（2020）年より追加されました。



【えるぼし】

くるみん認定とは・・・

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定する制度です。

「トライくるみん」・「くるみん」・「プラチナくるみん」の3つのマークがあり、取組の実施状況によって認定が異なります。



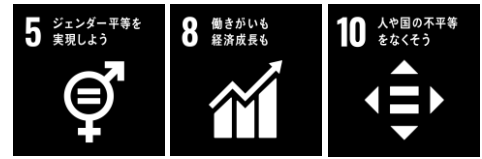
【くるみん】

¹⁷ テレワーク：情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。

¹⁸ フレックスタイム：労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることによって、生活と業務との調和を図りながら効率的に働くことができる制度です。

方向性

施策の方向（２）仕事と生活の調和
（ワーク・ライフ・バランス）の
理解促進



固定的な性別役割分担意識は解消傾向にありますが、依然として家事・子育て・介護等の多くを女性が担う現状です。特に、急速な高齢化により、介護を必要とする高齢者の増加とともに、介護が長期化・重度化する傾向にあり、介護をする家族の負担が大きいのとなっています。

家事・子育て・介護等に男女がともに参画するためには、男性の育児・介護休業などの休業制度の取得促進やテレワーク・オンラインの活用等の環境整備の一層の推進が重要です。

そのため、住民や事業者への啓発や職員に向けた研修等を実施し、ワーク・ライフ・バランスの理解促進を図ります。

具体的施策	施策の内容	担当部署
①ワーク・ライフ・バランスに関する理解促進	住民、事業者へのワーク・ライフ・バランスの理解促進を図ります。	人権・女性活躍推進課 産業振興課 生涯学習推進課
	町職員、教職員へのワーク・ライフ・バランスに関する理解促進に向けて研修の実施及び参加の促進を図ります。	人事課 学校教育課

方向性

施策の方向（3）仕事と子育て・介護の
両立のための支援



就労を希望する全ての人々が、仕事と子育て・介護を両立できるよう、育児・介護に関する情報提供のほか、様々な育児・介護サービスを一層充実に努めます。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進にあたっては、町役場が率先して取り組み、その姿勢を住民や事業所に示せるよう、役場内における育児・介護休暇の取得促進や、長時間労働の是正等の働き方改革の推進に努めます。

具体的施策	施策の内容	担当部署
①仕事と子育て・介護の両立 のための支援	多様な就労形態や家庭状況に対応できるよう保育所入所や保育サービスを提供します。	保育課
	育児相談の充実を図るとともに、育児に関する情報提供に努めます。	保育課 子育て支援課
	男女共同参画の家事や育児、介護への参加の促進のための学習の機会の提供や理解促進に努めます。(再掲1-(1)-①)	子育て支援課 介護保険課 生涯学習推進課 健康・いきいき高齢課 人権・女性活躍推進課 関係各課
	介護を必要とする人とその家族にとって、身近な相談窓口となる地域包括支援センターを設置し、地域で暮らす高齢者を総合的に支援します。	介護保険課
	住み慣れた地域で安心して暮らせるよう介護保険サービスの充実に努めます。	介護保険課
	認知症の方とその家族が安心して暮らせるように「認知症サポーター」の養成に努めます。	介護保険課
	公共施設における整備の促進に努めます。	関係各課（各施設管理者）

具体的施策	施策の内容	担当部署
②地域における子育て支援システムの充実	地域に根ざした子育て支援の拠点となる保育所づくりとして、保育所や認定こども園を中心に、園庭開放や子育て教室を実施するなど、地域の子育て支援事業の充実を図ります。	保育課 子育て支援課
	児童虐待防止のための体制の強化に努めます。	子育て支援課
	子育てネットワークの活性化を図ります。	子育て支援課 図書館
	子育て相談や育児相談の充実を図るとともに、育児に関する情報の提供に努めます。	子育て支援課 保育課
③町役場における仕事と子育て等との両立支援	男性職員の育児休暇及び介護休暇の取得の促進を図ります。	人事課
	長時間労働の是正・有給休暇等の取得の促進を図ります。	人事課

基本的方向 4

あらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

現状と課題

- アンケート結果から、全体的に女性の暴力被害が多く、特に精神的暴力での被害が多くなっています。
- 暴力被害の相談については、「相談しなかった」割合が高く、その理由から被害認識の薄さや被害者が自分を責める傾向にあることが示唆されます。
- 被害者の支援に向け、関係機関との連携・協働による保護から自立支援までの切れ目のない支援が求められます。
- 近年、SNS等の新たなコミュニケーションツールの拡大に伴い、暴力の形態が多様化しており、そうした新たな形の暴力に対しても迅速かつ適切に対応していく必要があります。
- あらゆる暴力の防止に向け、各世代に応じた暴力を防止・予防するための啓発・教育を推進することが重要です。

方向性

施策の方向（1）あらゆる暴力と人権侵害を許さない 環境の整備と啓発



暴力は、性別を問わず、被害者の人間としての尊厳を侵害する許しがたい人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

暴力の防止に向け、暴力の当事者とならないための教育や、暴力を許さない意識づくりのための一層の啓発に努めます。

具体的施策	施策の内容	担当部署
①暴力と人権侵害を許さない意識づくり	あらゆる暴力と人権侵害を許さないという社会的機運の醸成を図るための情報提供並びに啓発に努めます。	人権・女性活躍推進課
	「女性に対する暴力をなくす」運動期間（毎年11月12日～25日）における啓発活動を推進します。	人権・女性活躍推進課

具体的施策	施策の内容	担当部署
②暴力の実態について理解を深めるための啓発・学習機会の提供	DVやデートDV ¹⁹ 等についての啓発及び学習機会の提供を行います。	人権・女性活躍推進課 学校教育課 生涯学習推進課 関係各課
	多様化する暴力の実態について理解を深めるための周知啓発に努めます。	人権・女性活躍推進課
	高齢者、障がい者、児童等への暴力を防止するための啓発に努めます。	介護保険課 障がい福祉課 子育て支援課 人権・女性活躍推進課
③性犯罪、性暴力等に関する啓発	性犯罪、性暴力の防止のための啓発に努めます。	人権・女性活躍推進課

方向性



施策の方向（２）子ども、若者への予防啓発の推進

子ども、若者を暴力の被害者にも加害者にもしないために、デートDVをはじめとした暴力の形態について教育・啓発を推進し、一人ひとりが互いを尊重し合える社会づくりを進めます。

また、アダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス²⁰」問題、レイプドラッグ²¹、児童買春・児童ポルノ等、子どもや若者を取り巻く暴力が多様化しています。加えて、成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、こういった性暴力による被害が増えることが懸念されています。こうした性暴力の被害を未然に防げるよう、予防啓発や学習機会の提供による注意喚起を行います。

具体的施策	施策の内容	担当部署
①若年層へのデートDV防止のための教育と啓発	若年層を対象としたデートDV防止のための教育・啓発に努めます。	学校教育課 人権・女性活躍推進課

¹⁹ デートDV：交際中の男女間においておこる暴力のことを言います。身体的暴力をはじめ精神的暴力などさまざまな行為があります。

²⁰ JKビジネス：近年、大都市の繁華街を中心に女子高校生等によるマッサージ、会話やゲームを楽しませるなどの接客サービスを売り物とする営業のことです。

²¹ レイプドラッグ：睡眠薬などのクスリを飲み物や食べ物に混ぜて、相手の意識をもうろうとさせ、抵抗できない状況にして、性的な行為を行うことです。

具体的施策	施策の内容	担当部署
②暴力を防止するための教育の推進	保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校において、暴力を伴わない人間関係の作り方や問題解決の方法について学ぶ保育、教育、学習を推進します。	保育課 学校教育課
	暴力を容認しない社会の形成に向けた保育、教育、学習を推進するため、保育士や教職員への研修に取り組みます。	保育課 学校教育課
③SNSに起因するトラブルを未然に防ぐための予防啓発	インターネット上の女性に対する暴力等に関する周知啓発や学習機会の提供を図ります。	学校教育課 人権・女性活躍推進課

方向性

施策の方向（3）DV被害者支援への相談支援体制の充実



暴力被害の相談については身近な人への相談が多く、配偶者暴力相談支援センターの機能をもつ大阪府女性相談センター及び岸和田子ども家庭センターや、役場の相談窓口等への相談が少ないことから、相談窓口の一層の啓発に努めるとともに、被害者が安心して相談できるよう、相談・保護から自立支援までの切れ目ない支援に取り組みます。

また、アンケート結果より、特に男性で暴力被害について相談しなかった割合が高くなっていることから、男性での被害が潜在化しやすいことがうかがえます。男性被害者に対しても必要な配慮や支援が図られるよう、男性被害者への相談窓口の周知に努めます。

具体的施策	施策の内容	担当部署
①DV相談窓口の周知	被害を潜在化させず、適切な支援につなげていくため、相談窓口の周知に努めます。	人権・女性活躍推進課 子育て支援課
	男性被害者への相談窓口の周知に努めます。	人権・女性活躍推進課
②相談員の育成	被害者支援を適切に実施するため、相談員の研修の機会の充実を図ります。	人権・女性活躍推進課 子育て支援課

具体的施策	施策の内容	担当部署
③緊急かつ安全な保護の実施と切れ目のない被害者支援	警察や大阪府女性センターをはじめとする関係機関との連携を図り、緊急時の被害者の安全確保に努めます。	人権・女性活躍推進課 子育て支援課 介護保険課 障がい福祉課 関係各課
	被害者等の安全確保と秘密保持に配慮した情報の取扱いを徹底し、迅速な情報保護の実施に努めます。	住民課 関係各課
	DVのある家庭に育つ子どもの把握とケアに努めます。	子育て支援課 学校教育課 人権・女性活躍推進課
	担当部署と連携し、相互の社会資源を活用しながら被害者支援に取り組みます。	人権・女性活躍推進課 子育て支援課 生活福祉課 介護保険課 障がい福祉課 まちづくり計画課 関係各課

基本的方向 5

誰もが健やかで安心して暮らせるまちづくり

現状と課題

- 男女が互いの身体的性差を理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画を推進するうえで重要です。
- すべての人が生涯にわたって健康で自分らしい生活を送るために、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ²²の視点が重要です。
- ひとり親、高齢者、障がい者、外国人等は経済的リスクや生きづらさを抱え、生活上の困難に陥りやすく、女性であることで更に困難な状況に置かれている場合があります。
- 誰もが健やかで安心して暮らせるように、様々な状況に置かれている人々へのきめ細やかな支援や、バリアフリー化等のハード面での整備が求められます。

方向性

施策の方向（1）生涯にわたる心と身体の健康づくり



生涯を通じた健康支援の推進を図るため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の啓発や、ライフステージに応じた健康づくりへの支援等に努めます。

また、妊娠・出産期は女性の健康にとって大きな節目であるため、妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援に努めます。加えて、産後うつ等をはじめとした心の不調を抱える人への相談体制を確保し、早期に支援を行います。

具体的施策	施策の内容	担当部署
①リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発及び学習機会の提供	すべての人が自分の身体に関して自己決定権を持っていることを認識し、行使できるよう周知啓発及び学習機会の提供を図ります。	子育て支援課 人権・女性活躍推進課

²² リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を、責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利のことです。

具体的施策	施策の内容	担当部署
②ライフステージに応じた健康づくりへの支援及び健康相談、健康診断の充実	男女がともに積極的に健（検）診の受診ができるよう実施日時等に配慮するとともに、ライフステージや性差を踏まえた健康づくりに関する啓発や情報提供の促進に努めます。	健康・いきいき高齢課 子育て支援課
	地域と連携した出前健康教室・出前健康相談の実施に努めます。	健康・いきいき高齢課
	地域健康づくりのリーダー育成のため、健康教室等からの自主グループの育成に努めます。	健康・いきいき高齢課
	禁煙、薬物など健康を脅かす問題についての情報提供に努めます。	健康・いきいき高齢課
③心の健康づくりの推進	保健所等と連携を図り、思春期等の摂食障がいや妊娠・出産期の情緒不安定、中高年期のうつ病に悩む人への相談体制の確保に努めます。	健康・いきいき高齢課 子育て支援課

方向性

施策の方向（２）一人ひとりが自分らしく暮らせるための仕組みづくり



経済面、生活面など多岐にわたって困難を抱えがちなひとり親家庭等への支援に努めます。
また、高齢者や障がい者等、すべての人が住み慣れた場所でいきいきと暮らすことができるよう、それぞれの家庭の状況やニーズに合わせた各種支援や情報提供に努めます。

具体的施策	施策の内容	担当部署
①ひとり親家庭・高齢者・障がい者（児）・外国人が暮らしやすい環境づくりへの支援	ひとり親家庭や障がい者（児）、高齢者のいる家庭等、多様な形態の家庭がそれぞれ抱えるニーズにあった自立支援体制の充実と情報提供に努めます。	子育て支援課 障がい福祉課 介護保険課 健康・いきいき高齢課 生活福祉課

具体的施策	施策の内容	担当部署
①ひとり親家庭・高齢者・障がい者(児)・外国人が暮らしやすい環境づくりへの支援	高齢者、障がい者、児童等への暴力を防止するための啓発に努めます。 (再掲4-(1)-②)	介護保険課 障がい福祉課 子育て支援課
	町ホームページ等において、外国人女性のDV被害等の相談窓口の周知を図ります。	人権・女性活躍推進課
②複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援	生活上の困難を抱える女性への支援や複合的に困難な状況に置かれている人々への支援に努めます。	生活福祉課 障がい福祉課 介護保険課 子育て支援課 人権・女性活躍推進課
	地域における多様な家庭形態に対する理解の浸透を図ります。	生活福祉課 障がい福祉課 介護保険課 子育て支援課 人権・女性活躍推進課

方向性

施策の方向 (3) 誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進



誰もが安心して暮らせるように、犯罪防止のための環境整備に取り組むとともに、公共施設のバリアフリー化等を推進します。

具体的施策	施策の内容	担当部署
①誰もが安心して暮らせるための環境整備	防犯灯、防犯カメラの設置、安全パトロールの実施等、犯罪防止のための地域環境の整備に努めます。	危機管理課
	公共施設のバリアフリー化等の推進に努めます。	関係各課
	悪質商法をはじめとする高齢者や障がい者等の消費者被害防止に努めます。	産業振興課 介護保険課 障がい福祉課